11　利潤

［表　略］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

12　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したもの		
利潤（単位：円）		

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により接続料を算定する場合に作成すること。

２　「運転資本」の項には、様式第17の４の７（レートベースの運転資本の算定）により算定された額を記載すること。

３　ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

［表　略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２　略］

１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：回線）	備考
需要		

注　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

11　［同左］

［表　同左］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

［新設］

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能に係る需要

［表　同左］

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。

［２　同左］

［新設］